

教職員の表彰に関する要綱

（目的）

第1条 この要綱は、地道な努力を重ね優れた教育実践等を行っている教職員及び教職員組織を表彰することにより、教職員及び学校全体の資質能力の向上を図ることを目的とする。

（定義）

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- （1）教職員 川崎市立の小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校の総括教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、実習教諭、実習助手、学校栄養職員、学校事務職員、学校用務員及び学校給食調理員をいう。
- （2）教職員組織 学校、教職員で構成された研究会その他学校運営を支える組織をいう。

（表彰の種類）

第3条 教職員及び教職員組織に対する表彰の種類は、次のとおりとする。

- （1）教職員表彰
- （2）若手教職員奨励賞
- （3）教職員組織表彰

（表彰の要件）

第4条 教職員表彰は、推薦年度の4月1日時点において教職員経験10年以上かつ原則として50歳未満の教職員であって、勤務成績が優良かつ過去に懲戒処分等を受けていない者のうち、次の各号のいずれかに該当すると認められる者に対して行う。

- （1）学習指導において独自の手法や優れた指導方法を確立し、児童生徒の意欲を高め、優れた教育実践を行っている者
- （2）支援教育の推進において、優れた教育実践を行っている者
- （3）学級活動、保健安全、生活及び進路等において、児童生徒一人ひとりにきめ細かな指導に当たり、優れた教育実践を行っている者
- （4）児童会活動、生徒会活動、クラブ活動及び部活動等において教育活動の一環として、優れた教育効果をあげている者
- （5）学校運営の改善や学校組織の活性化等の取組みにおいて、優れた実践を行っている者
- （6）地域とともに歩む学校づくりを推進するため保護者や地域との連携に積極的に取り組み、学校教育活動で優れた教育実践を行っている者
- （7）学校事務の機能強化や勤務環境の改善等、学校運営の改善において優れた実践を行っている者
- （8）その他特に表彰することが適当と認められる優れた教育実践等を行っている者

2 若手教職員奨励賞は、推薦年度の4月1日時点において教職員経験10年未満かつ原則と

して50歳未満の教職員であって、勤務成績が優良かつ過去に懲戒処分等を受けていない者のうち、前項各号のいずれかに該当すると認められ、かつ、学校教育における教育実践等に顕著な成果を上げ、今後さらに顕著な成果を上げることが見込まれる者に対して行う。

- 3 教職員組織表彰は、推薦年度の4月1日時点において1年以上の活動期間がある教職員組織のうち、第1項各号のいずれかに該当すると認められるものに対して行う。

（表彰候補者の推薦等）

第5条 表彰候補者の推薦は、次のいずれかの方法により行う。

- （1）教職員の推薦に当たっては推薦書（第1号様式）を、教職員組織の推薦に当たっては推薦書（第4号様式）を、校長が教育委員会事務局（以下「事務局」という。）に提出し、推薦する。
- （2）自ら表彰を受けようとする教職員及び教職員組織は、教職員については、申込書（第2号様式）を校長に提出するとともに、校長は副申書（第3号様式）を添え事務局に提出し、教職員組織については、申込書（第5号様式）を組織の代表が在籍する学校の校長に提出するとともに、校長は副申書（第6号様式）を添え事務局に提出する。

（表彰選考委員会）

第6条 事務局は、別表1に掲げる職員等で構成する表彰選考委員会（以下「選考委員会」という。）を設置し、表彰候補者及び表彰候補組織の選考を行う。

- 2 前項の選考に当たっては、事前に別表2に掲げる職員で構成する予備審査会において前条に規定する提出書類について審査を行い、その結果を選考委員会に報告する。
- 3 委員長は教育長の職にある者を、副委員長は教育次長の職にある者をもって充てる。
- 4 委員長は会務を総理し、選考委員会を代表する。副委員長は委員長を補佐し、委員長が欠けたとき又は委員長に事故があるときは、その職務を代理する。
- 5 選考委員会を行うに当たっては、表彰候補者及び表彰候補組織の個人情報の保護に十分に配慮し、選考の審議は非公開とする。

（被表彰者の決定）

第7条 前条で選考された表彰候補者及び表彰候補組織は、教育委員会の審議を経て被表彰者及び被表彰組織として決定する。

- 2 事務局は、教育委員会の審議結果を受け、校長、表彰候補者及び表彰候補組織に対し結果を通知する。

（表彰の方法等）

第8条 表彰は、表彰状と記念品を授与することにより行う。

- 2 表彰は、毎年1回行うこととする。
- 3 被表彰者及び被表彰組織は、表彰の対象となった実績等について、教職員及び学校全体の

資質能力の向上のため講演等を行うものとする。

(その他必要事項)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、教育長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成17年6月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成18年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年11月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月11日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年10月21日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和5年2月9日から施行する。

(表彰の要件)

2 改正後の第4条第1項の規定にかかわらず、当分の間、教職員表彰は、推薦年度の4月1日時点において50歳以上の者についても、その対象とする。

3 改正後の第4条第2項の規定にかかわらず、当分の間、若手教職員奨励賞は、推薦年度の4月1日時点において50歳以上の者についても、その対象とする。

別表 1

(1)	教育長
(2)	教育次長
(3)	総務部長
(4)	職員部長
(5)	職員部担当部長
(6)	学校教育部長
(7)	総合教育センター所長
(8)	校長 4 名以内
(9)	保護者代表 1 名
(1 0)	学識経験者 1 名

別表 2

(1)	職員部教職員人事課担当課長
(2)	総合教育センターの室長
(3)	総合教育センターの指導主事